

昭和五十九年八月七日提出
質問第四七号

教科書検定問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年八月七日

提出者 滝沢幸助

衆議院議長 福永健司 殿

教科書検定問題に関する質問主意書

小中学校及び高校等における教科書検定の問題に関し、次のとおり質問する。

一 教科書検定基準の改定について

1 昭和五十七年六月中国よりの教科書記述についての抗議以来、同年十一月二十四日検定基準の改定に至る期間における作業過程は外交が優先し、教育がこれに追従したと見られるがどうか。

2 この中国の抗議は内政干渉であり、国連憲章の精神に反するが故に前記検定基準の改定は無効と考えるがどうか。

3 この教科書問題の発端となった日本の新聞記事は、取材上の手違い等による誤報であることが明らかにされたが、にもかかわらず、中国の要求にこたえた理由は何か。

4 この抗議がなくとも検定基準は改定されたか。このことがなかつたら改定されなかつたか明らかにされたい。

二 南京虐殺事件の記述について

1 本年七月二十日の文教委員会における私の質問に対しての高石政府委員の答弁のうち「南京虐殺事件についての学界の通説の根拠として示された外務省の資料」とはいかなるものか。私の閲覧した限りにおいては「外務省外交史辞典（昭和五十四年三月三十日発行）」以外、それらしい資料は見当たらないが、その外に資料があれば具体的に明らかにして頂きたい。

2 「外務省外交史辞典」に記述された南京事件は一学者の一説にすぎず、南京に虐殺がなかつたという学者の一説もあり、これをもつて南京に何十万人の虐殺事件があつたという「根拠」とはなり得ないと思うがどうか。

3 近現代史においては、「学界の通説」というものは未だ定まつていない。これが、学界の共

通認識となつていゝと思うが如何。

4 社会科の教科書のうち「南京虐殺事件」の被害者の数などの基礎となつたと思われゝ資料はおおむね左の資料と思われゝがどうか。

A 南京安全区国際委員会公式書簡

委員会より、日本軍・日本大使館・外国公館に送られた公式文書

右重要部分（安全区の人口については、昭和十二年十二月中の文書三通とも二十万人と記載、昭和十三年一月以降七通とも二十五万人と記載）

B L・S・Cスミス編「南京地区における戦争被害」

一九三七年十二月〜一九三八年三月までの都市及び農村の調査

右重要部分（兵士の暴行による死亡 二、四〇〇人、同傷害三、〇五〇人、拉致されたもの四、二〇〇人）

C アメリカ大使館報告

アメリカのエスビー副領事が昭和十三年一月南京に残留していたアメリカ人から調査して国務省へ送った報告書。(東京裁判検察側証拠)

右重要部分(南京防衛軍(中国軍)の数万)

D N・Y・タイムズ、T・ダーデン記者の記事(昭和十二年十二月十八日号・同十三年一月九日号)

右重要部分(南京防衛軍の数万)

5 これが基礎資料とすれば、いかに計算しても、二十万人、三十万人の殺害という数字は出てこないと思うが、何によつてこの数字が出たか明らかにされたい。

なお、これ以上の大量殺害を示す一次的資料として、権威ある資料があれば明らかにされたい。

三 北方領土等の記述について

教科書の北方領土等に関する記述には、多くの誤りや問題点があるが、以下に指摘する点について正されるべきと思うが如何。

(1) 終戦後におけるソ連の対日侵略によつて北方領土が奪われた事実が明記されていない点

(例) ほとんど全部の教科書

(2) 我が国の関与しない、従つて責任を有しないヤルタ協定によるソ連の参戦と北方領土の占有が、あたかも合法的であるかのごとき記述をされている点

(例) 学校図書株式会社「中学校社会歴史」二七二頁

「この会談では、ドイツ降伏の二カ月以内にソ連が対日参戦すること。そのかわり樺太・千島をソ連に引きわたすことなどが、秘密にとりきめられた。」

(3) ソ連はサンフランシスコ平和条約をボイコットしたのであるから、同条約によつて北方領

土に関し、何らの権利権限を有しないことが明記されていない点

(例) 教育出版株式会社「改訂中学社会」二九二頁

「千島の帰属については、平和条約できめられず、北方領土問題として日本とソ連の外
交関係の重要問題として残された。」

(4) サンフランシスコ平和条約は、アメリカが日本に押しつけたものであるかのごとき記述を
されている点

(例) 中教出版株式会社「中学生の社会科」二八八頁

「アメリカは長期にわたる日本占領で反米感情の高まることを心配した。朝鮮戦争が起
きると、日本を独立させ、西側につなぎとめておくことが有利と考え、日本との講和を急
いだ。」

(5) 沖縄米軍基地と北方領土の地図を並べて掲げその縮尺をことさら違ったものとし、北方領

土は余りにも小さく、沖縄米軍基地は余りにも大きく凶示し親ソ反米的編集となっている点

(6) 沖縄における、あるいは原爆におけるアメリカの暴挙を大々的に記述する反面、北方領土におけるソ連の暴挙については記述していない点

(7) ソ連が対日戦に参加し、我が本土に侵略したことをあえて避けて記述している点（当時、本土であつた南樺太・朝鮮・千島に侵略して来たことは、いずれも欠落なく記述すべきである。）

(例) 東京書籍株式会社「新しい社会」二八九頁

「ソ連も8日ヤルタ協定にもとづき日ソ中立条約を無視して日本に宣戦し、満洲に攻めこんできた。」

(8) 終戦当時、明らかに日本の領土（行政上の本土）であつた南樺太を植民地であつたと記述している点

(例) 学校図書株式会社「中学校社会地理」一三五頁

「第二次大戦に敗れるまで、台湾・南樺太・朝鮮などを植民地としていたが……」

四 検定制度の見直しと記述の誤りの是正について

1 昨今の学校教科書を総合的に判断すると、我が国の近現代史を近隣諸国への侵略史と断定しているがそれであつてよいか。

2 教育は国家百年の大計といわれるが、今後の国家運用上の高度なる見解において、また次代を担う青少年の正しい愛国心を涵養する上において、検定制度等を見直し、是正されるべきではないか。その所見を明らかにされたい。

3 学校教科書の検定について、既に検定済み使用中の教科書の中に明らかなる記述内容の誤りが発見された場合においては、いかなる手続きによつて修正されるか。

4 その場合に次回の検定までの措置はいかになされるか。

5 既に誤った教科書によつて教育を受け終つた児童生徒への政府の責任はいかにして果たされるか。

五 歴史教育のあり方と教科書の検定について

1 およそ一国の歴史は、その国その民族の文化であり、名誉ある過去と希望ある将来への理想であると私は信じるが、純粹学問としての歴史と、教育としての歴史は、その記述の基本原理に相違があつて当然であり、教育としての歴史は少なくとも、自国の栄光と名誉を汚さず子弟をして、自らの国に愛敬と尊仰の思いを抱かせるべく配慮されるべきと思うが見解はどうか。

2 今日検定を了して使用されている学校教科書における歴史の記述は、国の教育方針に沿つているか否か。

右質問する。